

条例（骨子案）に対する意見と回答

No	項目	ご意見・質問等（要旨）	回答
1	議題 2 条例の制定について	・緊急安全措置の内容について 他の自治体との違い	・現在 10 区が条例で緊急安全措置について定めている。主な違いは、 ①緊急安全措置の対象は、6 区が空家等のみ、4 区が老朽家屋等も含む。（文：空家等のみ） ②所有者等への費用負担請求について、4 区が条例で整備している。（文：条例） ③審議会への報告は、1 区（足立区）は事前に意見を聞くこととしている。 それ以外の記載のある区は審議会に事後報告。（文：事後）
2	議題 2 資料 2-2 4 情報提供 2 所有者等の責務	・他の自治体の条例では「区民等の役割」として、「区民等は、情報提供を含め、区の空家等に関する施策に協力するよう努める」という趣旨の規定を設ける例（大田区条例等）もあるが、このような規定を設けるかどうかについては検討されたか。	・区民等（所有者等以外）の役割（責務）に関しては、空家等の情報提供のみ、協力をお願いしている。 空家等に関する施策の協力については、所有者等のみに協力をお願いしている。
3	議題 2 資料 2-2 6 緊急安全措置 ①	・「公共の場所において」という要件は削るべきではないか。 道路や公園等の公共の場所には及ばないという場合は、この要件により緊急安全措置の対象外となってしまう可能性がある。それ以外の場合に緊急安全措置ができる余地をまったくなくしてしまうかどうかは慎重に検討すべき。	・荒川、台東、世田谷、中野…「道路、公園その他の公共の場所において…」 豊島…「不特定の者の…」 という記載となっている。 ・道路や公園等の公共の場所以外の民地においても不特定の者が集まる場所については、措置の対象にすることも考えている。 記載については、検討したい。

No	項目	ご意見・質問等（要旨）	回答
4	議題 2 資料 2-2 6 緊急安全措置 ①	・「空家等の所有者等に当該危険を回避するための措置を講じさせる時間的余裕がない」と「急迫した状況」は同義反復であり、どちらか片方だけの文言にすべきはないか。	・時間的余裕がない＝急迫した状況であるので、修文を検討します。
5	議題 2 資料 2-2 6 緊急安全措置 ①	・「<u>最小限度の</u>」の条文上明記について。 緊急安全措置が即時強制である以上は比例原則に基づき必要最小限の措置のみが許容されることになるので明記した方がよいのではないかと思います （注）比例原則：ある行政目的を達成しようとするとき、より規制の程度が軽い手段で目的を達成できるのなら、その軽い手段によるべきという原則。目的と手段の均衡を要求するもの。	・「最小限度の」の文言を確認的に入れておくことで、今後行政の担当者が即時執行としての限界を踏み込まないように、ラインを明示的に引いておくことのほうがいいのではとの意見もあるので「最小限度の」の文言を入れるかについては、検討します。
6	議題 2 資料 2-2 6 緊急安全措置 ⑤	・「ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない」とすべきではないか。 公告するほうが手続保障としては丁寧で望ましいが、通知困難には所有者等が誰なのか不明又は不存在というケースもあり、この場合には、名宛人が特定できないので、そのような名宛人不特定の公告ができるかどうかは疑義がある。	・台東…「公告」 練馬…「告示」 豊島…「民法 702 条により償還請求」 大田…「この限りではない」という記載となっている。 ・空家等の所有者が不明、不存在の場合の公告について、検討します。

No	項目	ご意見・質問等（要旨）	回答
7	議題 2 資料 2-2 6 緊急安全措置 ⑥	・当該緊急安全措置に要した費用の全部又は一部を徴収することが出来る。の表記について。	・国費・都費負担がある場合や、全額徴収しない場合（区職員の一部労務費等）も想定されるため、この記載にしている。
8	議題 3 資料 3 5 空家等の前面 道路の幅員	・建築基準法 42 条第 2 項道路（4m未満）に接道する空家等の割合が半数を占めている。密集市街地対策と合わせて、説明してほしい。	・文京区では、道幅が 4mに満たない（細街路）を解消するための 4 m道路の確保と、隅切り用地を整備する「細街路拡幅事業」を平成 2 年から毎年平均 2.1 k m の拡幅整備を行っており、整備延長は令和 5 年度末で 82.6 k m(整備件数 6,300 件) で整備率は細街路全体の 30%程度となっています。

○民法（抜粋）

（明治二十九年四月二十七日）

（法律第八十九号）

（管理者による費用の償還請求等）

第七百二条 管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる。

2 第六百五十条第二項の規定は、管理者が本人のために有益な債務を負担した場合について準用する。

3 管理者が本人の意思に反して事務管理をしたときは、本人が現に利益を受けている限度においてのみ、前二項の規定を適用する。